

江東区一時預かり事業等利用者負担軽減事業 FAQ

No.	質問	回答
1	利用回数に制限はありますか？	制限はありません。
2	利用する施設・事業ごとに「一時預かり減免パスポート」の申請が必要ですか？	再度申請する必要はありません。「江東区一時預かり減免パスポート」をお持ちの方は、有効期間内であれば全ての対象施設で減免が受けられます。
3	1 歳児クラスの子どもがおり、月極で通っているところはありませんが、保育の必要性の認定をもらっており、無償化補助金の対象（住民税非課税世帯）です。この場合の減免はどうなりますか？	まずは施設で減免してもらってください。その上で支払った利用料がある場合、その利用料分の「領収書兼提供証明書」を施設に発行してもらい、江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の申請をしてください。補助金の詳細は認可外保育施設等を利用されている方への補助金（認可外保育施設等における幼児教育・保育の無償化）のページをご確認ください。 https://www.city.koto.lg.jp/280307/r6hutankeigen.html
4	年度途中で保育園や幼稚園に入園した場合も、「江東区一時預かり減免パスポート」の期間内であれば減免は適用されますか？	年度途中で次の施設に入園・入所となった場合は、江東区一時預かり事業等のご利用ができません。減免も対象外となりますので、「江東区一時預かり減免パスポート」をお近くの一時預かり事業等の施設または区に返還してください。 (認可保育所、認定こども園、小規模保育所、居宅訪問型保育、家庭的保育事業（認可）、幼稚園、認証保育所、区の家福祉員、定期利用保育、企業主導型保育施設)
5	「江東区一時預かり減免パスポート」受領後、世帯の状況が変わり、申請区分に変更が生じた場合は、区へ報告は必要ですか？	「江東区一時預かり減免パスポート」を受領後に世帯の状況が変わった場合は、決定内容に変更が生じる場合がございますので、速やかに区へご報告ください。
6	自分の世帯年収がわからないのですが、どのように申請すれば良いのでしょうか？	下記に住民税の確認方法について記載しています。ご不明な場合は、L o G o フォーム Q 3 において、②住民税非課税世帯または③住民税所得割合算額 7 7 , 1 0 1 円未満世帯のどちらかをお選びいただき、申請してください。区の審査にて決定いたします。

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の例

拡大

(1) 住民税非課税世帯
→ 特別区民税「所得割額⑥」、「均等割額⑦」の欄がいずれも0円

(2) 住民税所得割合算額77,101円未満世帯(給与所得360万円未満相当世帯)
→ 「税額控除前所得割額④」の欄が77,101円未満
(左下の所得控除欄に記載がある方は、算定方法が異なる場合があります)